

(1) 旅客運賃の割引

○ 運賃割引の際の障害の区分

【第1種、第2種身体障害者】

第1種 身体障害者	・ 視覚障害の1級～3級及び4級の1 ・ 聴覚障害の2級、3級 ・ 上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2 ・ 下肢不自由の1級、2級及び3級の1 ・ 体幹不自由の1級～3級 ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級（1上肢または1下肢のみに運動機能障害がある場合は除きます） ・ ぼうこうまたは直腸の機能障害の4級を除く内部障害
第2種 身体障害者	第1種身体障害者以外の人

※ 第1種に該当しない障害が2つ以上あり、それらの障害を総合すると第1種に準ずる障害の程度の人でも第1種身体障害者とされます。

【第1種、第2種知的障害者】

第1種 知的障害者	・ 重度の知的障害者
第2種 知的障害者	・ 第1種知的障害者以外の人

【第1種、第2種精神障害者】

第1種 精神障害者	・ 重度の精神障害者（1級）
第2種 精神障害者	・ 第1種精神障害者以外の人（2級、3級）

鉄 道

割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳※1（いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に 1 種又は 2 種の記載のあるもの）をご提示ください。また、割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携行してください。

《 J R 》

【第 1 種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が 1 人まで）※2	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通	大人	5 割引 （片道 101km 以上の利用の場合のみ）	5 割引	5 割引
		小児			
	回数券	大人	×	5 割引	5 割引
		小児			
	定期券	大人	×	5 割引	5 割引
		小児		×※3	

【第 2 種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が 1 人まで）※2	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通	大人	5 割引 （片道 101km 以上の利用の場合のみ）	×	×
		小児			
	回数券	大人	×	×	×
		小児			
	定期券	大人	×	×	×
		小児		△※4	5 割引※5

- ※1・・・精神障害者保健福祉手帳の適用は、2025 年 4 月 1 日からです。
お持ちの手帳に「旅客運賃減額の記載」と「本人写真の貼付」が必要です。
- ※2・・・身体障害者、知的障害者、精神障害者の方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。なお、割引となる介護者の方は 1 名です。
- ※3・・・本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃（大

学生用)の半額です。

※４・・・精神障害者保健福祉手帳においては、12歳未満の第２種精神障害者の方と介護者の方が割引対象となります(小児定期乗車券を除きます)

※５・・・定期券使用の12歳未満の障害児の介護者１人は定期券の割引の対象になります。(但し、通勤定期券のみ)

《私鉄各社》

単独でご乗車の場合、割引はありません。普通運賃にて乗車券をご購入ください。ただし片道101km以上の場合は5割引となります。

詳細については私鉄各社にお問い合わせください。

種類	対象者	乗車券	旅客区分	介護者とともに乗車する場合	
				本人	介護者
第１種	身体障害者 知的障害者 ※１	普通	大人	５割引	５割引
			小児		
		回数券	大人	５割引	５割引
			小児		
		定期券	大人	５割引	５割引
			小児	×	
第２種	身体障害者 知的障害者 ※１	定期券	大人	×	×
			小児	×	５割引※

※１・・・精神障害者の割引適用開始時期につきましては、私鉄各社にお問い合わせください。

※２・・・定期券使用の12歳未満の障害児の介護者は定期券の割引の対象になります。(但し、通勤定期券のみ)

バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者本人が 単独で乗車する 場合	身体・知的障害者※	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに 乗車する場合（介護者は 1名まで）	第1種身体・知的障害者及びその介護者※	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	第2種身体・知的障害者の介護者（障害者本人が12歳未満の場合のみ、なお障害者本人の分も購入する必要あり）※	定期券	3割 （介護者のみ）

※精神障害者の割引適用開始時期につきましては、各バス会社にお問い合わせください。（京阪バスは、2024年12月1日から適用開始）

※バス会社によって適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

Osaka Metro・大阪シティバス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、乗車料金を割引します。

乗車区分	対 象	取扱い
地下鉄	- 第1種身体障害者手帳をお持ちの方 （12歳未満の第2種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。） - 第1種療育手帳をお持ちの方 （12歳未満の第2種療育手帳をお持ちの方を含みます。） 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （12歳未満の2級及び3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含みます。） ただし、介護人が必ず同乗する必要があります。	本人 介護人 とも 5割引

バス	・第 1 種身体障害者手帳をお持ちの方 (12 歳未満の第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。) ・第 1 種療育手帳をお持ちの方 (12 歳未満の第 2 種療育手帳をお持ちの方を含みます。) 介護人が同乗する場合、本人単独の場合のいずれでも対象となります。 ・1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (12 歳未満の 2 級及び 3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含みます。)	
	・第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方 (12 歳未満は除きます。) ・第 2 種療育手帳をお持ちの方 (12 歳未満は除きます。)	本人のみ 5 割引

問合せ先

オオサカ メトロ
Osaka Metro・シティバス案内コール
(旧大阪市交通局 市営交通案内センター)

TEL 06-6582-1400

ねや BUS

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、乗車料金を割引します。

対 象	取扱い
・第 1 種身体障害者手帳をお持ちの方 ・第 1 種療育手帳をお持ちの方 ・1 級精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人 介護人 とも 5 割引
・第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方 ・第 2 種療育手帳をお持ちの方 ・2 級及び 3 級精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ 5 割引

問合せ先

交通政策課
TEL 072-813-1207

航空機

割引の対象者		割引内容等
身体障害者 知的障害者 精神障害者	手帳交付を受けている 本人と介護者 1 名	航空会社等により適用が異なる場合がありますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。

船 舶

船舶運賃の旅客運賃も、J Rと同様の割引がされる場合があります。

(2) 重度障害者（児）タクシーの基本料金助成

在宅の重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部（基本料金）を助成することにより、交通手段の確保と介護に伴う負担の軽減を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るための制度です。

対象者

寝屋川市に住所を有する在宅の方で、以下の表に該当する障害を持つ方です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳
等級・判定	1・2	A	1

- ・施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等）に入所されている方（グループホーム、有料老人ホーム等は除く）は対象外です。
- ・世帯全員の課税状況により、対象外となる場合があります。

利用方法

手帳を持参のうえ、窓口で申請し、「寝屋川市重度障害者（児）タクシー利用券」の交付を受けてください。

※この利用券を使用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

交付枚数

申請月より月2枚、年間24枚限度

※利用できるタクシー会社は、申請時にお知らせします。

※タクシー利用券の有効期限は、その年度末（3月31日）です。申請月から3月までの月数に応じて交付枚数を計算するため、5月以降に申請されると交付枚数が少なくなります。

※交付はお持ちの手帳冊数にかかわらず、各年度1冊となります。